

天津居留民團行政概觀

昭和3年8月

天津居留民團

国立国会図書館

A166

25



0018199000

0018199-000

A166-25

天津居留民團行政概觀

天津居留民團

1928. 8

ACJ

昭和三年八月編

天津居留民團行政概觀

天津居留民團

39M 25



昭和三年八月編

天津居留民團行政概觀

天津居留民團

85M1885

A166
25

天津居留民團

天津居留民團



天津居留民團

82W16852

天津居留民團行政概觀目次

總說	一
居留民團の組織	二
一、居留民會	二
二、行政委員會	三
三、吏員	四
四、居留民團事務所	四
居留事務の概況	五
一、稅制及各種賦課	五
1、民團の稅制	五
2、各種賦課	六
3、調查事務	八
二、民團の財政	九
1、豫算	九
2、財源	九
三、土木事業	一五
1、道	一六
2、水道	一六
3、上下水道	一七
4、埠頭	一七

本、公
四、教 育	一八
1、天津尋常高等小學校	一九
2、天津高等女學校	二〇
3、天津幼稚園	二一
4、圖書館	二二
五、電 氣 事 業	二二
六、衛 生	二四
1、療 病 院	二四
2、保 淨 事 務	二八
七、行 政 警 察	三〇
1、巡 捕	三一
2、消 防	三一

(附 錄)

天津外國居留地一覽	三二
一、居留地の設定	三二
二、外國租界の行政組織	三三
白 河 と 天 津	三四
天津入港船舶統計	三六

天津居留民團行政概觀

總 說

天津日本專管居留地(通稱日本租界)は日清戰役後第一次議定書に據り、明治三十一年八月初めて設定せられたるものにして、天津支那街と各國居留地との中間に位し、北は支那街、南は佛租界に隣り、東は白河を隔て、伊太利租界、特別第二區(舊填租界)特別第三區(舊露租界)と相對し西は天津外郊に毘連する一帶の地區を占め、面積三十八萬三千七百六十四坪四を有す

現在我天津居留民團は、明治三十八年三月發布法律居留民團法により、明治四十年九月設立せられたる公法人にして日本專管居留地及其境界線より二里以内の地域を其地區と定められたる自治行政組織なり、其後大正十三年外務省令居留民團法施行規則の改正により、其法律上の組織内容を充實せられたると俱に逐年激増を來せる居留邦人の不斷の努力發展により、今や經濟的に行政的に益、租界の隆盛を致し、邦人海外發展の強固なる基礎たるに至り民團開設以來昨昭和二年に於て實に二十週年を迎へたるものとす、今民團開設當時より其發展の經過を民團財政狀態によりて之を觀れば明治四十年民團設立當時歳入歳出豫算僅かに七萬五千餘弗に過ぎざるに、大正六年度に至りて約二十萬弗に上り、昭和三年度豫算に至りては實に壹百八拾貳萬參千餘弗を計上するに至れり。次に天津在留邦人の人口を見るに、明治四十年に於ては壹千六百拾貳人、大正六年に於ては參千貳百七拾四人昭和參年度現在に至りては五千參百人を數ふ、日本居留地内居住支那人人口は、大正六年に於て壹萬貳千七百餘人なりしに昭和參年度現在に於ては實に參萬壹千餘人に上る。故上の如く我天津居留民團は在留邦人數に六倍する支那人を含む居留地的一般行政事務を掌る外電氣、上水供給等の

事業をも營み、其事務範圍の廣汎と財政上より之を觀れば、宛然内地の主要都市と比較し得べきのみならず、邦人海外發展の根據として將た列國居留地併立の間國家的特殊の地位にあるを以て、其責務の益、重且大なるを意ふものなり

居留民團の組織

天津居留民團は、法律居留民團法並に外務省令居留民團法施行規則により設立せられたる公法人にして、在天津總領事の監督を受くる自治行政組織なり、之等の法令により支那に於て設立せられたる居留民團は、天津の外尙上海、漢口、青島、濟南あり

今居留民團組織の要素として居留民會、行政委員會、吏員及民團事務所の四を掲げ概説すること左の如し

一、居留民會

天津居留民會は、定員六十人の居留民會議員を以て組織する代議制議決機關にして、通常民會は毎年一回總領事之を招集し、臨時民會は總領事必要と認めたる時又は行政委員會若しくは居留民會議員三分の一以上の請求ありたる時之を開く、

民會議員は選舉により之を定め任期を二ケ年す、居留民團の地區（專管居留地及其境界線より二里以内の地域）内に住居する帝國臣民及專管居留地内に於て土地又は家屋を所有若しくは占有する外國人にして六月以來居留民團課金（土地、家屋、取得、營業の各課金）を負担する成年以上の者は選舉權を有し、以上の選舉權を有する年齢二十五年以上の男子は被選舉權を有するものとす、

居留民會に於て議決すべき事項の概目を擧ぐれば左の如し

- 一、居留民團條例を定むること
 - 二、歳入出豫算を定むること及決算報告を認定すること
 - 三、居留民團の課金、使用料、手数料及加入金の賦課徴收に關すること
 - 四、不動産に關し權利の得喪を目的とする行爲を爲すこと
 - 五、基本財産の設置、管理及處分に關すること
 - 六、歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新たに義務の負担をなし又は權利の拋棄を爲すこと
 - 七、財産及營造物の管理及處分の方法を定むること
 - 八、居留民團に係る訴訟又は和解に關すること
 - 九、教育に關すること殊に幼稚園、學校及圖書館の設立維持に關すること
 - 十、消防及義勇隊に關すること
 - 十一、貧民救助に關すること
 - 十二、衛生に關すること殊に傳染病豫防及良水供給下水の排泄並市場、病院、墓地及火葬場等に關すること
 - 十三、交通に關すること殊に道路、護岸等の維持、改修、街燈の設備並に交通機關に關すること
 - 十四、公園又は公衆の娛樂に供すべき設備に關すること
 - 十五、其他法令及條約に依り居留民會の權限に關する事項
- 但右の中第七號乃至第十四號の事項は民團法の許容に基き、明治四十一年民會決議を以て之を行政委員會に委任せるものとす

二、行政委員會

居留民會は議員中より毎年十人の行政委員を選出し、行政委員は行政委員會を組織す、行政委員會は居留民團を代表し、民會の議決に基き民團の行政事務全般に互りて權威と責任とを有する執行議決機關にして毎月數回會議を開く、行政委員會は行政委員會長、副會長及會計主任各一名を互選す、行政委員會長は行政委員會を代表し、居留民團の事務を總理するものにして、會計主任は民團の出納其他會計事務を掌る、

三、吏員

居留民團に有給の理事及其他の吏員を置く、理事は行政委員會長を補佐し吏員を統督して居留民團一切の實際事務を掌理するものとす、現在民團吏員數は理事一名、技師三名(土木一、電氣一、衛生一)、書記十一名、技手四名、雇員四十三名、囑託五名にして之に支那人傭人を加ふときは四百四十名に上る、

四、居留民團事務所

租界設置當初の舊名を租界局と謂ひ居留民團法實施後は居留民團事務所と改稱さる、然れ共久しく一般支那人に熟知せられたるため今尙租界局なる舊稱を以て呼ばるなり、居留民團事務所は福島街に面して其正面を有し公會堂に軒を接する居留地内有數の建築物にして樓下に各課係事務所、樓上には居留民會議場、行政委員會々議室、圖書館其他の諸室を備ふ

居留民團の事務分科は左の如し

- 庶務課、
- 調査課、
- 財務課(徵收、支拂、用度、現金出納、記帳、)
- 工務課(土木、建築、水道)

- 電氣課、
- 港務課、
- 衛生課(防疫、保健、療病院)
- 保淨課(道路、撒水、掃除、汚物除去、冷蔵水配給)

民團事務の概況

一、税制及各種賦課

(イ) 民團の税制

民團課税の現制度は、土地、家屋、取得、營業、雜種、特別の六課金、工巡費、衛生費及び諸車鑑札手数料、各種公共物使用料等より成立す、雜種課金及諸車鑑札手数料及使用料の一部は一種の營業税なるを以て、之を分類するときは収益税たる土地、家屋、營業、雜種及手数料を中軸とし、之に所得税の一種たる取得課金及直接消費税たる特別課金を配し租税體系を形成するものなり、之を日本内地の直接税が所得税を骨子とし、収益税を以て之を補へるに比すれば全く其趣きを異にせるを見る、

民團の性質として國家の如き權威ある課税權の行使を期待し得ざるのみならず、租界内には邦人數に數倍する外國人の居住者あり、且之等外國人に對する課税標準の調査は極めて困難なる關係其他に起因し、課税科目中特に注意に價するは工巡費なり、即ち現制取得課金は單に勤勞による取得にのみ課するものにして内地の所得税とは其實質に於て多大の差違あり、而して日本租界内多數の外國人居住者中離職徒食の人士尠からず、彼等が取得なきの故を以て取得課金を課

せらるゝを不測とし又は之に應ぜざる者多く爲めに内外人に課税の不公平を招來せるを以て、之が弊害を緩和するの目的にて新たに工巡費なる新税制を設けたり、之は家屋の賃貸額を課税標準とするものにて其性質よりせば居住税とも稱し得べく叙上の不當に課税を免れるる有産者に賦課すると共に、外國人にして從來取得、營業の課金を負擔する者とも雖も、工巡費を負擔することにより其等課金の負擔を免るゝことを得ること、せり、之は前述の如く外國人に對する取得、營業課金賦課標準調査の困難を緩和し同時に、負擔者側に於ても、工巡費は賦課標準が明示されあるが故に豫めその負擔額を知り得るの便あるを以てなり

以上の如く異例なる工巡費の新設によりて從來民團税制の缺陷を一部補ひ得たりと雖、未だ決して完璧を得たるに非ず將來租界の國家的意義と時運の進展に伴ひ、之が整理改善を要する點尙多しと謂ふべく、一方租税に非ざる電気事業其他より得る多額の収益は民團福祉の爲め貴重なる財源なると俱に、將來民團の税制にも當然考慮せらるべきものなりとす、

(ロ) 各種賦課

民團課金及使用料手数料に就き概要を掲ぐれば左の如し

- 一、土地課金 地價(時價はその三倍より五位位)の年壹千分の五
- 二、家屋課金 建物賃貸價格の年百分の三
- 三、取得課金 年收千弗以上のものに課す年千分の四より年千分の三十位迄
- 四、營業課金 一級四弗より卅二級二千弗迄
- 五、雜種課金

- 一、日本藝妓 一等 月五弗 二等 月三弗 三等 月二弗 四等 月壹弗
- 二、支那藝妓 一等 月五弗 二等 月三弗 三等 月一弗五十仙
- 三、酌婦 月二弗
- 四、貸座敷 抱妓 月一弗
- 五、常設興行 一等月六十弗より七等十五弗迄
- 六、臨時興行 一日二弗以上二十弗迄
- 六、特別課金 日本藝妓花代の百分の十を料理店を経て客より徴收す
- 七、不動産取得税 土地家屋所有權の取得(賣買による取得新築増築等)目的物權の時價千分の十五
同 擔保權の取得につきては債權額の千分の五

八、工 巡 費

取得課金、營業課金、雜種課金を負擔するもの及營業を営まざるものにして家賃月額銀十弗未滿並に年取得高銀壹千弗未滿の者にはこれを賦課せず

甲、營業を営むもの 家屋賃貸年額百分の三以上百分の十二以下

乙、營業を営まざるもの 家屋賃貸年百分の一以上百分の五以下

九、使 用 料 (主なるものを舉ぐ)

- 一、水 道 料 専用水道一千ガロン(英听)八十五仙
- 二、土地貸下料 一坪月十二仙以上五十仙まで
- 十、衛 生 費 月額壹等銀貳拾弗より叁拾九等拾仙迄

十一、手数料 (鑑札料) — 主なるものを挙ぐ—

一、營業人力車	一輛	月銀壹弗
二、馬車	一輛	月銀貳弗
三、自動車	一輛	年銀八拾弗(各國租界共通)
四、自動自轉車	同	年銀四拾弗(同右)
五、自轉車	同	年銀壹弗(同右)
六、大(荷)車	同	月銀參弗
七、中(荷)車	同	銀五拾仙
八、小車	同	銀參拾仙
九、行商	一等	一弗
	二等	五拾仙
	三等	參拾仙

(ハ) 調査事務

以上民團の各種賦課金に關する調査其他の爲め調査課を設け概ね左の事務に従事す

- 一、一般民勢調査
 - 在留邦人及日本租界内支那人の戸口移動、増減調査
 - 課金又は使用料、手数料の賦課徴収に關する基本調査
 - イ、土地建物の所有權移轉、増減及其時價、建物賃貸價格等の調査
 - ロ、取得課金、營業課金負擔者の移動、取得高、營業狀態等の調査
 - ハ、雜種課金(日支藝妓、興行等)特別課金(日本藝妓揚高)等調査

ニ、使用料、土地貸下料等の調査

- ホ、手数料、人力車、荷車、自動車稅等の調査
- 一、民團に關する各種統計作製、整理に關する事項
- 一、土地建物臺帳並に地籍圖の登錄保管、謄本交付に關する事項
- 一、土地建物の價格、評價に關する事項
- 一、其他臨時緊急なる調査

二、民團の財政

民團の財政は一般會計として前項掲げたる各種課金及使用料手数料等の賦課徴収金並に雜收入、寄附金、補助金、特別會計繰入金等の各款を歳入とし、事務所費、會議費、土木費、教育費、衛生費、救助費、警備費、墓地費火葬場費、雜支出、豫備費等の各款を歳出とし、以上と其性質を異にする電氣事業の收支を以て特別會計とするものなり

我民團の財政は逐年膨張し昭和三年度に於ける民團歳入出豫算額は壹百八拾貳萬參千〇參拾貳弗貳拾仙にて今歳入の内容につき百分率を以て大綱を示せば左の如し

諸賦課金、使用料、手数料	四八
財産出生收入、國庫補助金、授業料、前年度繰繰金及雜收入等	九
電氣事業收入(特別會計繰入金)	四三

(イ) 豫算

昭和三年度に於ける當民團歳入豫算額は一般會計經常、臨時部計壹百拾七萬壹千五百七拾六弗貳拾仙特別會計電氣部

經常、臨時部計六拾五萬壹千四百五拾六弗合計壹百八拾貳萬參千〇參拾貳弗貳拾仙也同歲出豫算額は一般會計經常、臨時部計壹百拾七萬壹千五百七拾六弗貳拾仙特別會計電氣部經常、臨時部計六拾五萬壹千四百五拾六弗合計壹百八拾貳萬參千〇參拾貳弗貳拾仙にして其科目別等は左の如し

科目	豫算額	頁擔者別	
		日本人	外國人
一般會計歲入			
居留民團課金	一七五、二〇〇、〇〇	七三、七〇〇、〇〇	一〇一、五〇〇、〇〇
雜種課金	六七、三三九、二〇	三九、五七九、二〇	二七、七六〇、〇〇
不動產取得稅	一一、五〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇	八、五〇〇、〇〇
工巡費	五二、〇〇〇、〇〇		五二、〇〇〇、〇〇
使料	二二三、二二四、〇〇	五八、八七〇、〇〇	一六四、三五四、〇〇
碼頭收入	五、〇〇〇、〇〇		五、〇〇〇、〇〇
衛生費	三六、七七〇、〇〇	六、五〇〇、〇〇	三〇、二七〇、〇〇
手數料	一三一、一八八、〇〇	一、七七〇、〇〇	一二九、四一八、〇〇
給水工事費徵收金	二五、〇〇〇、〇〇	三、五〇〇、〇〇	二一、五〇〇、〇〇
財產出生收入及國庫補助金	二八、七六五、〇〇	二八、七六五、〇〇	
授業料	六、六〇〇、〇〇	六、六〇〇、〇〇	
特別會計繰入金	三〇六、三〇〇、〇〇	三〇六、三〇〇、〇〇	
前年度繰越金	六二、〇〇〇、〇〇	六二、〇〇〇、〇〇	

水賣却代	一〇、五〇〇、〇〇	一〇、五〇〇、〇〇	
雜收	三〇、一九〇、〇〇	四、五八〇、〇〇	二五、六一〇、〇〇
計	一、一七二、五七六、二〇	六〇五、六六四、二〇	五六五、九一二、〇〇
特別會計電氣部			四八九、九六四、八〇
使料	六一二、四五六、〇〇	一二二、四九一、二〇	
財產出生收入	一、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇	
前年度繰越金	三〇、〇〇〇、〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇	
雜收	八、〇〇〇、〇〇	一、六〇〇、〇〇	六、四〇〇、〇〇
計	六五一、四五六、〇〇	一五五、〇九一、二〇	四九六、三六四、八〇
合計	一、八二三、〇三二、二〇	七六〇、七五五、四〇	一、〇六二、二七六、八〇

徵收方法は日支人集金係を派遣し集金制に依る

一般會計歲出

經常部

第一款事務所費	六八、〇〇〇、八〇
第二款會議費	二、八五〇、〇〇
第三款神社費	四、六〇五、〇〇
第四款義勇隊費	二、〇〇〇、〇〇
第五款警備費	八二、〇六一、三〇

居留民會招集等に要する費
 天津神社維持費
 隊員訓練等に要する費
 租界警備の巡捕及消防に要する費
 警備に關する一切は天津大日本總領事館警察署に依る

第六款 高等女學校費	二九、七七四、一〇
第七款 小學校費	六五、九八八、〇〇
第八款 幼稚園費	六、〇六八、二八
第九款 圖書館費	五、五九四、〇〇
第一〇款 調查費	一三、六二五、五〇
第一款 土木費	七八、八九七、〇〇
第二款 水道費	一〇二、六五七、〇〇
第三款 給水工事費	二五、〇〇〇、〇〇
第四款 公園費	九、〇七七、〇〇
第五款 衛生費	二〇、二二一、〇〇
第六款 保淨費	七二、〇三三、〇〇
第七款 救助費	二〇〇、〇〇
第八款 課金徵收費	三、五八〇、〇〇
第九款 諸稅及負擔	三四〇、〇〇
第二〇款 雜支	一五、〇〇〇、〇〇
第二一款 豫備費	五八、四九三、八二
計	六六六、〇六五、八〇

臨時部

徵稅、產業等に關する調査費
 道路修造、下水暗渠維持、街樹等に要する費
 上水購入代（濟安自來水公司より）及配給費
 上水道工事費
 避病院及火葬場維持費
 清潔法施行に要する費用
 行路病者等救助費
 民國課金徵收に要する手数料

第一款 事務所費	五、九五〇、〇〇
第二款 義勇隊費	二、九〇〇、〇〇
第三款 高等女學校費	一、〇〇二、五〇
第四款 小學校費	一四、〇二四、五六
第五款 幼稚園費	八、六五一、〇〇
第六款 土木費	一九二、五六八、〇〇
第七款 水道費	一一、五〇三、〇〇
第八款 公園費	一〇、六一〇、〇〇
第九款 衛生費	七、三五二、〇〇
第一〇款 保淨費	二、〇〇〇、〇〇
第一款 居留民團々債費	二二七、八四二、八四
第二款 補助及寄附	一五、四一〇、〇〇
第三款 臨時調査費	三、〇〇〇、〇〇
第四款 民國二十年記念費	四、五〇二、五〇
第五款 冷蔵氷貯藏費	八、一九四、〇〇
計	五〇五、五一〇、四〇
合計	一一、一七一、五七六、二〇

隊員被服費
 管繕費
 同
 同
 道路及下水暗渠築造費
 水道鐵管敷設費
 管繕費
 傳染病患者收容及豫防費
 管繕費
 土木費、土地家屋買收費、埠頭築造費を外務省、東亞興業會社、正金、朝鮮、天津銀行より借入金元利償還年賦割費
 天津共立學校、天津日本青年會へ補助金
 冷蔵用水塊配給費

特別會計—電氣

經常部

第一款 事務所費	七三、五四二、〇〇
第二款 補修費	二、三四五、〇〇
第三款 増設費	二一、八〇〇、〇〇
第四款 發電所費	九二、五三四、〇〇
第五款 電力費	一、〇〇〇、〇〇
第六款 一般會計繰入金	三〇六、三〇〇、〇〇
第七款 豫備費	二四、〇二六、〇〇
計	五二一、五四七、〇〇

臨時部

第一款 土木建築費	四、八〇〇、〇〇
第二款 變電所設備費	七、五〇〇、〇〇
第三款 年賦償還金	一一七、六〇九、〇〇
計	一二九、九〇九、〇〇
合計	六五一、四五六、〇〇

電線路等補修に要する費
 配電設備に要する費
 發電所維持費
 他會社より電力を受くる場合の費

發電機械汽罐を三菱會社より購入代（金三一七、〇七〇圓）年賦償還金

(ロ) 財產

民團所有財産の内容左の如し

資産の部

(昭和二年十二月末現在)

一 銀六百四拾八萬四千五百貳拾八弗四拾六仙也
 一金參拾貳萬貳千四百五拾五圓九拾九錢也

土地(買收當時の價格)

銀四百八拾萬五千四百九拾七弗七拾五仙

日本租界内宅地總面積

九萬貳千壹百貳拾四坪七合參勺參才

同 總價格

銀四百六拾八萬七千五百〇八弗九拾四仙

租界外土地 總面積

壹萬參千〇拾參坪六合四勺八才

同 總價格

銀拾壹萬七千九百八拾八弗八拾壹仙也

銀四拾六萬九千六百拾參弗九拾壹仙

建物(建築當時の價格)

銀五拾萬九百六拾弗六仙

電氣配線設備及建物

金參拾貳萬貳千四百五拾五圓九拾九錢也

發電機械及汽罐

銀貳拾萬七千八百九拾壹弗參拾六仙

備品

銀五拾萬五百六拾五弗參拾八仙也

有價證券銀行預金什器等

一 銀七拾八萬五千弗也

負債の部

一金八拾壹萬七千七拾圓也
 一上海通用銀七拾叁萬兩也

内 譯

銀七拾八萬五千弗也
 金八拾壹萬七千七拾圓也
 上海通洋銀七拾叁萬兩也

正金、朝鮮、天津、花旗銀行より借入金
 外務省より借入及三菱商事會社より購入品代
 東亞興業會社より借入

三、土木事業

(イ) 道 路

稱呼 本租界の公道は何々街と稱す例へは旭街、宮島街等の如し、而して之等の街名三十二を數ふ
 延長 街道の延長五里三十四丁、内昭和二年末迄に路面工事を了したるもの二里十八丁未完成のもの三里十六丁なり
 幅員 電車復線を通する旭街は總幅十間、この内兩側に各一間半の歩道を築造し中央七間を車道とす
 其他は總幅七間、五間及三間の三種とし七間及五間の街路には兩側に歩道を有す
 路面 車馬通行頻繁なる街路はソリヂチット混泥土を以て舗装し其他は「碎石コールター」及「碎石敷込」の二種とす
 而して現在有效の舗装路面に要したる工事費左の如し

舗装 種別	舗装面積	單 價(圓)	工 費
ソリヂチット混泥土	三、七一二坪	二七〇〇	一〇〇、二二四弗
碎石コールター	五、九四九坪	一四・五	八六、二六〇弗

碎 石 敷 込	一 一、〇三七坪	一 三三〇	一 四三、四八一弗
歩道側石築造	五、九一九間	三〇八	二二、四九三
計			三八〇、三四八

右は單に一回の舗装に要したる金額にして、不斷の修理及改築の爲め年々多額の工費を投したり、明治四十年より昭和二年に至る二十一年間の修道費實に六拾六萬六千弗に及ぶ
 尙昭和三年度に於ける道路工費は十七萬貳千弗にして、改修すべき道路の延長一里二丁とす

(ロ) 上水道

支那街白河の支流御河附近に於て英人の經營に係る水道會社あり、本民團は此會社より上水の分讓を受け租界内に供給す、源水は御河の流水にして混濁甚しく、日本に於ける河川の洪水時よりも尙多量の泥土夾雜物を含むすれとも科學的處理により上水となるなり、配水鐵管は内徑四吋乃至十吋にして殆んど全街路に行き亘りて民團之を敷設す、工費拾萬八千弗を要したり

前陳の如く水源構場が支那街に在る爲め動亂の際何等かの影響を受くる虞なしとせず、今回南軍の入津に際しても日英佛伊米の五ヶ國は兵を派し 其守備に任したり、この故を以て近く鑿井に依り水源を自營せんとするの計畫あり、工費約叁拾萬弗目下その財源に付考究を重ねつゝあり

(ハ) 下水道

下水道は租界内の各街路に網狀に敷設しありて雨水及すべての汚水を疏通す、然れども本租界は土地低平にして自然

一八
流下を以て河川其他に排出し能はざるに依り、南北二ヶ所に唧筒場を設け一は白河に、一は「ウエズ運河」に揚水す、今日迄に投したる工費三十八萬弗なり

(二) 埠頭

從來白河を通航する汽船は萬國橋の下流に碇泊し、日本租界は白河に面しなから海陸連絡の便を得ざるを遺憾とし、茲に緊船岸壁を築造すべく昭和元年工を起し一年有半にして成れり。岸壁は鐵筋混凝土架床式にして延長四百七拾四間荷揚場の幅員六十二尺なり、支出したる費用、埠頭築造費、土地及家屋買收費、荷揚場築造費等を合せ百六萬貳千弗なり埠頭築造に伴ふ陸上の工事並に設備は未だ整備の域に達せず一兩年を期して之が完成を圖らんとす
白河の泥鎖除去され舊萬國橋の橋脚を取去り岸壁附近の河底浚渫を終へて二千乃至三千噸級の汽船を本埠頭に迎ふるは蓋し遠き將來に非ず、日支貿易上一層の便益想ふべきなり

(ホ) 公園

大和公園と稱す、本租界の中央に位し面積八千貳百五拾坪、草木泉池よく整ひ邦人唯一の遊歩場なり
國內の廣場に面して北清事變記念碑あり、又一隅に兒童遊泳場を設く、河川、海濱の幸に恵まれざる當地にありては小規模の水泳場と雖鎖夏の唯一機關として珍重され、又以て邦人兒童の身心を鍛ふるに足る

四、教育

居留民國の設立經營に係るものに天津尋常高等小學校、天津高等女學校、天津幼稚園及天津日本圖書館あり、以上の

外民國は天津青年會夜學校たる實業專修學校及支那人子弟の教育機關たる共立學校に對し毎年補助金を補給しつゝ、あり、小學校及高等女學校は、既に外務及文部省令「在外指定學校の指定に關する規程」により在外指定學校として指定を受け、毎年政府より教育費國庫補助金の補給をも受け居り、總領事監督の下に内地文部省認定による公立學校と同等の資格を有するものなり

(イ) 天津尋常高等小學校

本校は夙に明治三十五年有志によりて創立せられ、明治四十年九月天津に居留民法實施せられ當居留民國の設立を見るや翌十月より民國の經營に移りたるものにして、現在校舍は大正七年九月の新築にかかり、其後大正九年及全十一年兩の度にわたり増築せられたるものなり、敷地二、〇六九坪、建坪二階建五三五坪平家一七三坪

明治四十年九月一日教育勅語の御下賜あり翌四十一年四月廿五日在外指定學校の認可を得、大正十年十月廿八日御眞影の御下賜を受く、現在生徒數五七二名、職員二十名、設立以來の卒業生總數は尋常科六六二名、高等科一六三名を數ふ、

大正九年以降政府より本校に支給さる、教育費國庫補助金額左の如し

大正	九年	二、八〇〇、〇〇〇
全	十年	二、八〇〇、〇〇〇
全	十一年	五、五〇〇、〇〇〇
全	十二年	六、五〇〇、〇〇〇
全	十三年	七、〇〇〇、〇〇〇

全 十四年 九、〇〇〇、〇〇
 全 十五年 一二、〇〇〇、〇〇
 昭和十二年 一二、〇〇〇、〇〇

尙昭和三年度本校經費豫算を掲ぐれば左の如し因みに授業料は之を徴收せず

經 常 費	六五、九八八、〇〇	俸 給	二〇、七六四、〇〇
臨 時 費	一四、〇二四、五六	手 當	一九、七三六、〇〇
計	八〇、〇一二、五六		

(ロ) 天津高等女學校

本校は大正十年四月有志者によりて開校せられ全十二年以降民國より補助金を補給し來りたるも、昭和二年居留民團の經營に移りたるものなり、

本校に本科及補習科を置き修業年限は本科四年、補習科一年とす、校舎は小學校舎を増築して使用しつゝ、あり生徒數一二一名、職員一六名、設立以來の卒業生は本科五四名、補習科七名なり

大正十三年在外指定學校の認可を受け、昭和二年度初めて政府より教育費國庫補助金として金一六、五〇〇圓の支給を受けたり

昭和三年度本校經費豫算左の如し

經 常 費	二九、七七四、一〇	俸 給	一四、三〇三、〇〇
		手 當	六、九一四、五〇

臨 時 費 一、〇〇二、五〇

計 三〇、七七六、六〇

授業料は毎月本科銀五弗、補習科銀參弗を徴收す

(ハ) 天津幼稚園

本園は明治四十二年有志者によりて開設經營せられたるも、昭和二年四月民團之か經營を引繼きたるものにして、現在園舎は大正五年の建築にかゝり敷地一九七坪、園舎建坪八九坪、現在園兒數八十名、職員五名之か保育に當る、昭和三年度本園經費豫算左の如し

經 常 費	六、〇六八、二八	俸 給、手 當	四、〇〇〇、〇〇
臨 時 費	八、六五一、〇〇	(園舎改築費)	
計	一四、七一九、二八		

保育料は月額銀二弗を徴收す

(ニ) 圖書館

圖書館は明治三十八年八月有志者の發起により設立せられたるものにして、明治四十一年以降民國の經營にかゝり、現在民國事務所樓上の敷室を之に充つ、在庫圖書數一萬餘、特に支那に關する研究書の蒐集に努め居り其他内外新聞雜誌を備付けて一般人の無料縦覽に供し居れり、因みに本年度經費豫算は銀五千五百九十四弗なり

五、電氣事業

天津日本租界の電氣供給事業は元管利會社の經營に屬したるが、之を民團營となしたるは大正十一年十一月以降にして、團營當初の資金は銀二十二萬弗、専ら高壓地下電線路、低壓架空電線路、受電所、變電所の建設及電氣計量器購入等の費用に充當せるものにして、電力は隣接佛租界の天津電力會社より五ヶ年間を限り購入する契約を締結せるか故、電力發生に關する設備費は前記の資金に包含せざるものとす
本事業開始當時の歳入歳出に關し大正十二年度の決算を示せば左の如し

大正十二年度特別會計電氣歳入出決算書

歳入	一 銀參拾參萬五千五百六拾壹弗五拾仙也	經常部 歳入 高
歳出	一 銀拾參萬四千七百七拾弗四拾參仙	經常部 歳出
	差引利益金 銀拾六萬五千四百八拾四弗七拾仙	
	其後大正十五年七月民團營發電所建設を決定し、翌昭和二年十月民團營發電所の工事竣工したるを期とし以後新發電所により租界内の電力供給を開始せり	
發電所建設費	一、一〇〇〇一四〇〇「キロ」ユングストロームタービン 二基 一〇二、六六〇圓〇〇	
	一、同 ターボゼネレーター 二基 七一、四三八圓〇〇	

一、二〇〇平方米ガレベ汽罐	三基 九二、九二二圓〇〇
一、蒸 汽 管 外 六 點	五〇、〇五〇圓〇〇
一、保 險 料	五、三八五圓九九
一、輸 入 稅	一八、四三二兩四七
一、輸 入 諸 掛 運 賃	一、四二六弗七一
一、建 設 費	一七一、三八五弗六一

合 計 金參拾貳萬貳千四百五拾五圓九拾九錢也
銀壹萬八千四百參拾貳兩四匁七分也
銀拾七萬貳千八百拾貳弗參拾貳仙也

上記發電所建設費中、第一項より第七項迄即第八項建設費を除く以外は昭和二年度以降五ヶ年の年賦拂とす
右發電所の機械類は全部國産品（三菱造船所及三菱電機會社製品）を採用せるものにして國産「タービン」か北支那滿洲を除く）に其威力を發揚せるは之を以て嚆矢とす

發電所建設後の電氣事業による利益金を示さん爲め昭和參年度の特別會計電氣歳入出豫算を摘録すれば左の如し

昭和參年度特別會計電氣歳入出豫算

歳入	一 銀六拾五萬壹千四百五拾六弗也	經常部 歳入
歳出	一 銀貳拾萬七千五百四拾七弗也	經常部臨時部歳出

差引利益金 銀四拾貳萬參千九百〇九弗也

利益金處分案

一 銀參拾萬六千參百弗也

一 銀拾壹萬七千六百〇九弗也

合計 銀四拾貳萬參千九百〇九弗也

一般會計繰入金

元利合計年賦償還金

之を大正拾貳年度に比較するときは、歳入に於て銀參拾壹萬五千八百九拾四弗五拾仙の増加となり、利益金に於て銀貳拾五萬八千四百貳拾四弗參拾仙の増加となる、昭和二年十二月末現在の電燈需要家數參千四百八拾壹戶、取付電燈數六萬六千七百六拾六燈、又電動機數五拾九臺總馬力數四百四十八馬力にして、之れに供給する電力は昭和貳年（自大正十五年十二月至昭和二年十一月）一ケ年間の總供給電力參百拾萬〇〇八百五十一「キロワット」時、一日平均供給電力八千五百「キロワット」時、右一ケ年中の最高電力一千三百「キロ」なり

六、衛生

(イ) 天津療病院

本院は大正八年の建築にして元天津居留民團立避病院と稱し、邦人の傳染病患者を收容するの機關なり。建設當時七病室を有し患者十名を收容し得たりしも爾來漸次患者増加の傾向あり、殊に大正十五年以來は頓に増加を來し病室の狹隘を告ぐるに至りたるを以て、昭和二年度に於て約八千弗を投し之れが改修をなし四病室と健康者隔離室二室とを増築し、暖房装置を施し患者十五名を收容し得るに至れり、而して時勢の要求に應じ其名も天津療病院と改稱せり今左に大正八年以後年別患者收容數を示す

大正八年	一七	大正九年	一九	大正十年	三〇
大正十一年	一二	大正十二年	三〇	大正十三年	二二
大正十四年	一九	大正十五年	四八	昭和二年	三八
昭和三年六月迄	四一				

本年度の如きは租界内に於ける人口の増加其他の關係により、患者數既に四十一名を算し尙續々増加の傾向あり。從て今後再び病室の増築の必要を認む

本院の豫算は經常部臨時部合して貳萬八千貳拾五弗にして内主なるもの左の如し

人件費	壹萬貳千參百六拾參弗六拾仙
消耗品費	參千七百七拾八弗四拾仙
修繕費	壹千五百參拾弗
藥品費	壹千貳百四拾弗
器具費	貳千九百四拾四弗

本院の職員は

技師	壹名
藥劑師	壹名
事務員	貳名
看護婦	壹名
其他支那人使用人	六名

とす
本院に於ける昭和二年度治療成績左の如し

計	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月
計	二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
コレラ												
天然痘	一九	一	一	一	一	一	一	一	二	六	四	七
猩紅熱	一四	二	一	一	二	一	一	四	一	一	一	二
赤利	三	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一
發疹チブス												
計	三八	二	一	二	五	一	一	四	二	七	五	九

昭和二年度入院患者治療延日數表

月	別(患者數)	新	舊	計	治療延日數
一月	九	五	一四	一九二	
二月	七	一〇	一五	一九五	
三月	二	四	一	一四四	
四月	二	一	三	一四五	
五月	四	一	五	一四五	
六月	一	四	一	六六	
七月	一	一	一	一一	
八月	五	一	五	四一	
九月	二	二	四	五四	
十月	一	二	三	五三	
十一月	一	一	二	一七	
十二月	二	一	三	一六	
計	三八	三一	六九	九二六	

昭和二年度死亡數 (大正十五年度との比較)

疾病	昭和二年度	大正十五年度
天然痘	一五、七	二〇、〇
猩紅熱	七、一	二一、八

患者實數

疾病	昭和二年度	大正十五年度
天然痘	一五、七	二〇、〇
猩紅熱	七、一	二一、八

死亡實數

疾病	昭和二年度	大正十五年度
天然痘	一五、七	二〇、〇
猩紅熱	七、一	二一、八

赤痢	三三、三	二五、〇	三	二八
コレラ	〇	七一、四	二	〇
計	一三、一	二八、五	三八	五〇

開院日數三百〇七日間とす

本院に收容する傳染病患者はコレラ、ペスト、發疹チフス、猩紅熱、赤痢、痘瘡とす
 本年は今支那動亂に際し、多數帝國軍人來津の結果軍部に於ても傳染病室の狹隘を感せられたる結果、本院の一部を提供し軍隊傳染病患者の收容に充當せり

(ロ) 保淨事務

租界内道路掃除、撒水、汚水汲取及尿尿收去事業は、從來請負若は個人營業なりしか保健衛生の見地より統一する爲め昭和二年四月一日より民間事業となし之が爲め保淨課を設置したり、尙昭和三年度より本課に於て冷蔵氷塊の供給をも開始せり

作業區域 租界を四區に分ちたり

職員配屬 各區に付 巡視長 一名 (日人)
 巡視補(華人苦力頭) 二名乃至三名

作業種別 道路撒水、道路掃除、下水道掃除、塵芥收去、尿尿收去

主要器具 撒水自動車、撒水馬車、塵芥汚物自動車、運搬掃除小車、汚水運搬車、塵芥收去箱、尿尿罐下水道掃除用具等

現業人員 日本人書記一名、雇員六名、支那人巡視補十三名

自動車運轉手十二名、苦力直備百七十五名
 尿尿拂下請負人供給 七十名

1、道路撒水
 自動車 四 臺
 馬車 二 臺(小路用)

道路 數 二十二街
 各街一回一巡に要する自動車數二十二臺自動車一臺一日(十二時として)の撒水臺數約三十三臺
 一日各街撒水回數平均四回乃至五回

道路掃除 四十五名
 塵芥小車 二十二臺

各街路午前午後各一往復の掃除をなす

ハ、下水道掃除及汚水汲取
 下水道汲取掃除夫 三十五名

私設下水道敷設家屋三千七百戸、各戸月平均二回
 汚水汲取人夫 十四名

汚水運搬車 七 名
 私設下水道未設戸數約三百戸毎日一回汲取

二、塵芥收去	六 臺
運搬自動車	五十名
塵芥收去夫	六十名
木、屎尿收去	四 臺
運搬自動車	六十名
屎尿收去夫	六十名
屎尿收去戸數約二千五百戸	
へ、冷蔵用水塊供給	
雇 員	一 名
自 動 車	一 臺
苦 力	若干名

七、行政警察

專管居留地の警察行政は、司法警察は勿論狭義の行政警察に至るまで一切總領事館警察署の職權に屬し、民團は毫も之に關與し得ざる現制にして併も實質上警察行政の有力なる補助機關たる巡捕に要する經費は全部民團の負擔とす。然りと雖、現在租界行政事務範圍の尠大なるは内地首要都市とも比肩し得べきに抱らす、現警察署の組織内容は内地に於ける警察機關の如く整備せるものに非ずして、專管居留地制度なる特種法令に伴ふ領事館警察なる特設機關により發達し來りたるものなるを以て、各行政事務の目的達成に必要な狭義の行政警察に關しては、之を民團の一般行政的

見地より視るときは、常に隔靴搔痒の感あるを免れず、然れども這は單に制度上の缺陷なるを以て民團は可及的警察署と一致同體特に密接不離の關係を持續すべく努力しつゝあり、尙民團は警備に關し、巡捕俸給規則、巡捕給與品及貸與品支給規則、巡捕及消防組員給助規則、巡捕及消防組員出火並に演習出場手當規則、請願巡捕規則、巡捕貯金規則等の諸規則を制定し居れり

(イ) 巡 捕

舊租界局の創設當時各國居留地の例に倣ひ船車並に交通取締の爲め、支那人巡捕拾名を雇備し之か訓練監督を總領事館警察署に依頼せしに端を發し、租界の發展に伴ひ逐年増員し民團設立當時已に五十五名を算し爾來警察署は其管掌の下に巡捕を租界警備に充つる外、司法警察にも之を用ひ、今や其實に二百五十一名、しかも之か經費は全部民團に於て負擔しつゝあり、昭和三年度警察費豫算額は消防費を含み、銀八萬二千六十一弗三十仙に上る、惟ふに當地外國居留地の如く自治團體自ら警察權を把握する法制に於ては、警備費を負擔するは當然なるも、之と制度を全く異にする日本居留地の現狀にして相當多額の警備費を民團が負擔しつゝあるは、聊か理路に於て缺くるものあるを疑はずと雖、現狀己むを得ざるものあり、天津日本居留地行政上特種なる現象なりと謂ふへし

(ロ) 消 防

居留地消防隊は明治三十五年居留邦人中より義勇隊として組織せられ之か引繼ぎをなしたる舊租界局は、其指揮監督を警察署に委任し來りたるが、昭和二年に至りて右義勇消防隊を解散し、現在の組織に改め日本人囑託二名、消防巡捕十五名、消防機關車二臺を有し、外務省より專問警官三名派遣せられ警察署之を統卒す、警官に關するものを除くの外經費は凡て民團の負擔にかゝり昭和三年度豫算は銀八千四百九十三弗を計上す

天津外國居留地一覽

一、居留地の設定

天津外國居留地は西紀一八五八年、英佛聯合軍が天津攻略により、天津が北支に於ける政治貿易の要衝にあるを認め歐洲諸國相次て此地に租界を設定し、通商の便益を圖れり

一八六〇年清國政府が天津城より約一哩下流紫竹林の地をトし、英佛米三國に各專管居留地設定を約諾したるに始まり、其後米國は之を放棄せしも、次て日、獨、伊、露、白、澳の各國悉く白河の兩岸に對立して專管居留地を設定せり、當時之等外國租界の總面積は三百五十六萬一千七百〇九坪に達し遙かに天津城市よりも廣大なりき、後歐洲大戰の影響に依り露、獨、澳の三國は租界を支那政府に還附し現在、特別第一區(獨)、特別第二區(澳)及特別第三區(露)となりて支那の行政下に歸したるを以て現存外國租界は日、英、佛、伊、白の五なり、今各國租界の設定年度及面積を記せば左の如し

國名	租界	設定年度	面積
英國	租界	一八六〇年	六、一七六畝
佛國	租界	一八六一年	二、三六〇畝
日本	租界	一八九八年	二、〇六六畝
伊國	租界	一九〇一年	七七一畝

白 國 租 界

一九〇二年

七〇〇畝

特別第一區(舊獨租界)

一八九五年

四、二〇〇畝

特別第二區(舊澳租界)

一九〇二年

一、〇三〇畝

特別第三區(舊露租界)

一九〇〇年

五、四七四畝

註 一畝は約我百八十三坪とす

(二) 各國租界の行政組織

各國租界の行政組織は各其本國の法制により多少其趣を異にす、即ち同しく民選自治組織を採るも、佛租界、白租界の如く領事が行政委員長となり官治的色彩の濃厚なるものあり、英租界、伊租界の如く領事の監督を受くと謂ふも、警察權をも含む一切の行政事務執行の權限を有する純自治的なるものあり、又民會議員並に行政委員選舉の方法に就きても各國亦同じからずと雖、概ね左の諸點に於て各國租界一致せることを見るべし

- 一、合議制執行機關たる行政委員會を民意に基き組織せること
- 二、本國政府監督の下に、其獨立の意思に依りて一切の行政事務を處理すること
- 三、行政委員會の主席は必らず本國人民たること
- 四、行政委員の半數或は過半數は、必らず本國人民たることを要すること、本國人民に非ずして行政委員たるものは選舉法上の制限を受くること
- 五、各國租界の選舉法は選舉人、被選舉人共に財産を以て重要條件となすこと

白河と天津

三四

天津は海陸の要衝にして人口百萬と稱せられ、北支那唯一の大商港なるが、之は一に白河の水運による賜なりと謂ふことを得へし、

抑も白河は其源を長城獨石口外の山中に發し途中幾多の河川を集めて通州に至り、運糧河を合せ、北倉の北方渾河口に於て永定河を收め、大紅橋にて西河を合せ、蘆臺運河を會し、更に三岔口に於て御河を容れ、我天津を経て大沽口に至り渤海に注げり、頗る水運に富み殊に三岔口より大沽口に至る三十五哩余は、白河船舶航運の主要部分を占むるものにして之を海河(Hai Ho)と稱す、

然りと雖海河は常に全く人工を離れたる天恵的の良水道と謂ふべからず、元來白河は何等護岸工事施されざりしを以て兩岸の浸蝕作用激しく、加ふるに數千年前に於て天津一帶を陸化せりと謂ふ多量の土沙は、源流地域たる長城一帯の高地より排出され、屈折多き海河に入りて自ら沈澱し各處に淺灘を生じ、更に白河流域の人民は灌漑交通の爲め濫りに溝渠を開鑿して白河本流の水量を激減せしめたるを以て、漸次海河に於ける汽船の航行を困難ならしめ、一八八四年に甚だしき泥塞ありたるを始めとし、爾來數年毎に河底の泥土堆積による汽船の通航困難、及び洪水による自然淺灘、反獨之を久うして今日に至り、現時は又々難航状態に陥れり、此間海河改修の緊要なる事を痛感したる支那當局及び外國關係者は共同委員會組織を以て海河の改修に不斷の努力をなし來れり、海河工程局の事業之なり、

海河工程局の組織は一八九七年創始以來多少の變遷あるも現在事務執行機關として委員會を有し、其下に工程局理事及び技師長ありて實際事務に従事す、尙委員會の外に定員九名より成る評議員會ありて委員會を補佐し其諮問に應ず海河工程局の目的は白河及び大沽バーの水路を完全になすにあれども、其權限は研究設計の範圍に止り實行に當つて

は全て支那中央政府の許可を要す

現在委員會の委員數五名にして左のものより成る

- 一、領事團代表
- 二、税關長
- 三、海關監督
- 四、聯合商業會議所會頭
- 五、船會社代表

海河工程局の収入は海河航行の船舶及び貨物に課する附加税、即ち船舶税及河口税の外、支那政府の年賦金及海河浚渫により出生する土の賣却代等を以て主なるものとす、今一八九八年の創立以來一九二七年十二月末迄、二十九年間に於ける總收入を推算すれば、實に壹千五百二十三萬九千四百〇八兩に達せり、河口税は其初め天津海關輸出入貨物に對する本税の一分を課したるが、海河改修事業の進行に伴ひ海河工程局に於て借入金をなす度に、五厘乃至一分の増加をなし、一九〇九年以降は四分を課し居れり、船舶税は一九〇八年に始まり一噸に付兩一錢を賦課す

天津市繁榮の鍵となる白河の改修に當る海河工程局が、一八九七年(明治三十年)に組織せられてより一九二七年(昭和二年)に至る三十年間に於て、日本領事が委員となりて海河改修事業に關係したるは、一九一六、七年の松平恒雄氏及び一九二七年に於ける有田八郎氏の二人あるのみ、我日本が天津の對外貿易額に於て其總額の半數に達する第一位を占め、従つて天津の繁榮に絶大の關係を有し、且つ海河工程局の重要なる經費となるべき河口税及び噸税を最も多く負擔しつゝ、あるに拘らず、容易に此の機關に參與し得ざるは極めて明瞭なる矛盾と謂はざるを得ず

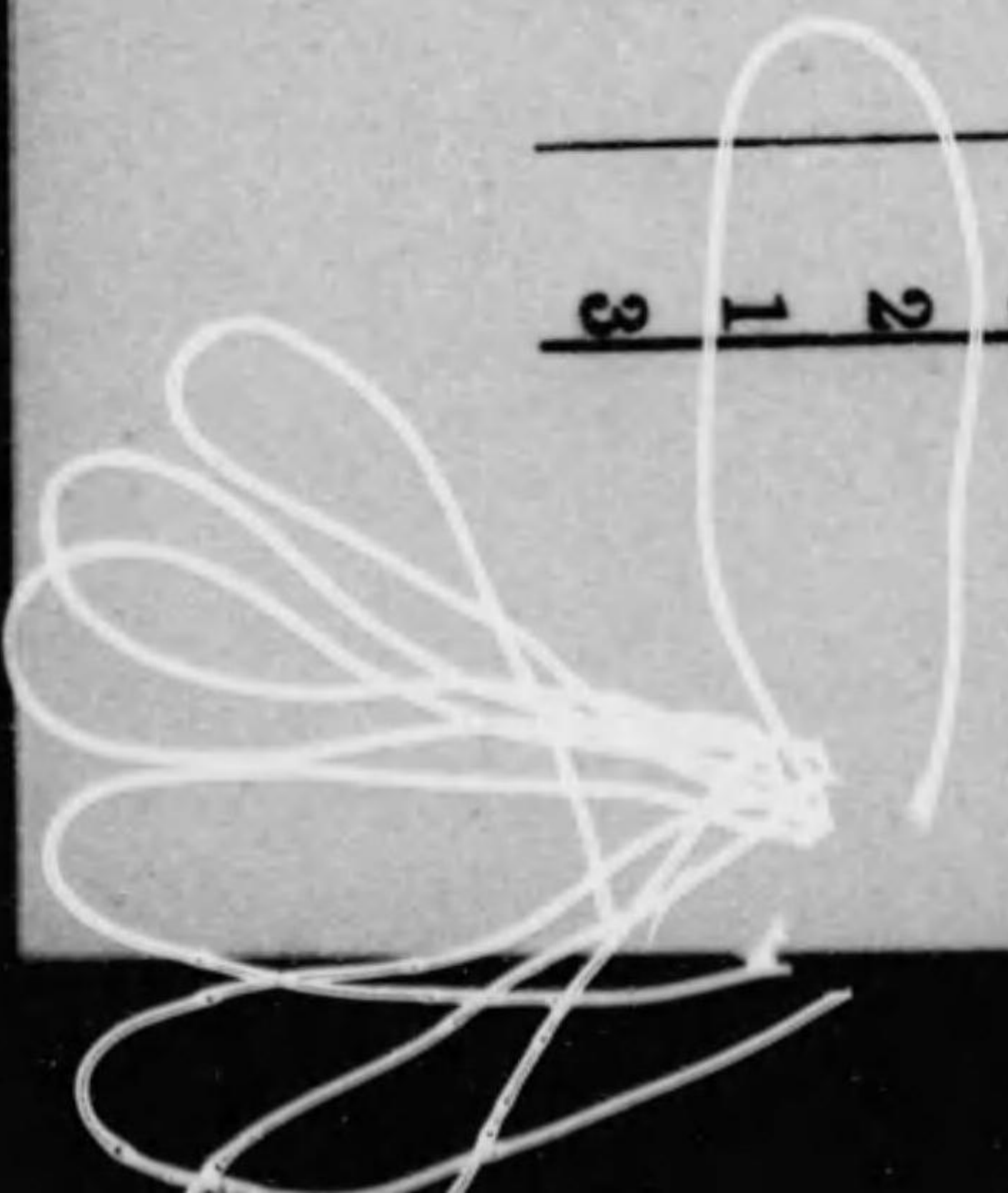
左に一八六一年以降一九二六年に至る六十五年間に於ける各國船舶天津入港統計を掲ぐ、以て各國貿易及天津港並に白河の盛衰を視知することを得べし

天津入港船舶統計

(ラスムツセン著「天津」ニヨル)

年次	總隻數	總噸數	英	米	諾	佛	獨	支	日	和	丁	伊	露	白	其他
1861	111	27,161	39	18			21				13				20
1862	87	21,921	45	17			7				12				6
1863	134	36,276	69	20			16				13				16
1864	185	45,968	78	11			38				21				37
1865	209	60,049	102	9			26				24				48
1866	296	89,259	113	20			83				14				66
1867	262	81,345	92	36		8	82				8				44
1868	299	109,077	129	66			73				4				19
1869	335	120,410	114	77		5	102				9				28
1870	258	100,223	109	70		6	36				13				24
1871	316	124,517	123	86		3	74				9				21
1872	297	121,905	110	92		2	62				12				19
1873	290	134,343	120	79		2	45				6				13

1874	300	149,054	110	85		4	44	39			8				10
1875	336	175,303	119	92		10	43	58			5				9
1876	410	227,554	135	98		10	46	96			10				15
1877	462	264,154	191	18		2	39	202			3				7
1878	486	271,037	212	26		5	55	166			8				14
1879	434	261,051	172	27		8	47	174			1				5
1880	407	245,765	183	3		5	43	163			3				7
1881	435	260,949	216	5		4	38	159			8				5
1882	432	267,215	172	7		5	46	180			3				9
1883	448	301,120	239	4		3	31	160			4				7
1884	471	348,655	264	63			26	106	2						10
1885	436	331,121	245	78			47	61							5
1886	526	389,438	252			1	60	187	18						8
1887	598	443,422	295		1	7	56	199	27						13
1888	570	437,630	292		1	11	39	203	21						3
1889	582	457,503	304			8	18	227	25						0
1890	585	449,617	267		3	9	32	250	22						2
1891	672	507,464	305		3		52	289	11						1
1892	649	509,982	285		4		29	306	19						3



1893	637	512,414	303	2	5	26	279	22	0
1894	678	456,119	368	3	18	65	199	19	6
1895	688	617,449	369	2	22	128	154	4	9
1896	697	620,655	301	7	46	8	301	33	1
1897	730	662,926	293	5	47	13	330	42	0
1898	744	588,558	287	7	16	19	357	54	4
1899	846	791,879	298	10	9	50	408	71	0
1900	424	401,142	147	7	4	41	162	54	9
1901	689	658,403	341	31	13	119	23	144	18
1902	829	823,778	334	3	20	58	231	177	6
1903	721	764,161	305	1	13	30	70	188	114
1904	721	767,861	306	4	49	17	76	257	2
1905	807	885,515	263	6	148	3	81	232	71
1906	1 016	1,195,830	303	2	99	8	78	229	290
1907	854	1,092,652	305	1	13	30	70	188	245
1908	786	975,627	302		20	29	60	181	187
1909	952	1,158,928	333	1	72	29	62	222	226
1910	889	1,150,316	291	7	36	28	99	206	217
1911	1,093	1,359,857	346	6	87	27	110	240	275

冊

1912	907	1,169,639	321	11	64	34	25	166	264	2
1913	938	1,224,188	316		18	30	85	215	331	3
1914	1,148	1,499,435	339	8	17	33	59	242	447	3
1915	980	1,108,543	327	4	9	25		207	400	8
1916	867	961,292	287	4	8	17		153	393	0
1917	756	829,012	238	5	10			171	328	0
1918	803	798,598	228	1	3			185	378	0
1919	1,062	1,090,158	294	12	3	1		262	482	0
1920	1,164	1,250,602	303	37	9	4		360	439	0
1921	1,451	1,653,992	335	56	13	8		421	613	0
1922	1,407	1,814,636	356	32	26	11	10	381	586	2
1923	1,454	1,932,709	380	47	5	8	24	426	559	0
1924	1,531	2,033,640	377	39	31	13	33	447	568	1
1925	1,909	2,413,720	344	42	27	5	35	584	856	0
1926	1,879	2,417,825	396	42	68	11	37	491	817	0

備考 1916年以下ハ日本領事館及日本商業會議所發行貿易年報ニ據ル

シタM2

